**特定個人情報等の取扱いに関する特記事項**

（特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守）

第１条　受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、本特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、雲仙市の定める雲仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月1日条例第14号）等に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

　（適正な管理体制の整備）

第２条　受注者は、特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

２　受注者は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。また、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

３　作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければな　　らない。また、作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

４　受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

５　受注者は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

　（取扱区域の特定）

第３条　受注者は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。また、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

２　受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

　（守秘義務）

第４条　受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

　（再委託）

第５条　受注者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２　受注者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

３　前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

　（特定個人情報等の安全管理）

第６条　受注者は、この契約による事務事業を行うため特定個人情報を収集するときは、事務事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

２　受注者は、この契約による事務事業に関して知り得た特定個人情報を安全に管理するため、関係する法令、規則等に従い、この契約による事務事業に係る特定個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故の防止及び特定個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（複写又は複製の禁止）

第７条　受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による事務事業を行うため、発注者から受けた特定個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

　（提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第８条　受注者は、本委託業務において利用する特定個人情報等について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

　（特定個人情報等の返還又は廃棄）

第９条　受注者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報等について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

２　受注者は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

３　受注者は、本委託業務において利用する特定個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

４　受注者は、特定個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

（監査及び検査）

第１０条　発注者は、本委託業務に係る特定個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

２　発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第１１条　受注者は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

　（契約解除）

第１２条　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第１３条　受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、発注者は、損害賠償の請求をすることができるものとする。

　注

１　「発注者」は雲仙市（実施機関）を指す。

２　委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また、不要な事項を削除することができる。

３　当該個人情報取扱特記事項は、契約書の一部分として契約書に綴じ込み割り印を押印すること。